

スカイホーム 湘南

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

運営規程

(目的)

第1条 株式会社カスタムメディカル研究所が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業および介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）スカイホーム 湘南（以下、「事業所」とする。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者の方に、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話又は支援および日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して安心と尊厳のある生活を営むことができるよう認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護等は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画書を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 年に1回、自己評価及び外部評価を実施し、認知症対応型共同生活介護等の質を改善する。
- 6 概ね2ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、活動状況の報告や、必要な要望、助言を聴く機会を設ける。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称は、次の通りとする。

- 1 名称 スカイホーム 湘南
ユニット名 あおい（4階）、はづき（5階）
- 2 所在地 横浜市戸塚区名瀬町 36 番地の4 KMプラザ

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
あおい 1名（常勤1名）
はづき 1名（非常勤1名）
- 3 介護職員 23名（常勤7名、非常勤16名）
介護職員は、入居者に対し必要な介護及び支援を行う。
あおい 10名（常勤3名、非常勤7名）
はづき 13名（常勤4名、非常勤9名）

(定員)

第6条 定員は、18名とする。

あおい：9名、はづき：9名

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護等の内容は次のとおりとする。

- ② 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話および支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条

- 1 認知症対応型共同生活介護等サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、ご要望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護等計画書（以下、介護計画書とする）を作成する。
- 2 介護計画書の作成、変更に際しては、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、書面による同意を得て交付する。
- 3 入居者に対し、介護計画書に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実地状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条

- 1 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護等の利用料は、別途「料金表」に定めるものとする。
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 入院等で一時退去する場合、食費については前々日までに申し出れば、欠食分の食費はいただかない。
- 4 敷金は、退去時の居室の原状回復費用および未精算利用料に充当する。余剰金は返金しますが不足の場合は別途お支払いいただきます。
- 5 理髪利用代、オムツ代、協力医療機関受診による医療費（協力医療機関以外を受診する際は、各自で精算とする。）、個人使用の消耗品費
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 7 利用料の支払いは、毎月発行する請求書に基づき、指定銀行口座引落し、または、口座振込みとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条

- 1 認知症対応型共同生活介護等の対象者は、要支援2、要介護1～5で認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ② 自傷他害のおそれがないこと
 - ③ 常時医療機関において治療の必要がないこと
- 2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居についてのご相談をさせていただく場合がある。
- 3 入院して30日以上経過し症状の回復が見込まれないと診断された場合、身元引受人と今後について相談する。
- 4 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助を行うよう努める。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所は、身体的拘束その他入居者の行動を制限しない。ただし、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。次の3つの検討要件に当てはまる場合、当事業所で定める身体拘束マニュアルに従い、家族または代理人等に連絡をし面接にて説明をする。充分な理解と同意を得たうえで、同意書に署名・捺印をいただく。実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状態等を介護記録に記載する。拘束解除を目標に継続的にカンファレンスを行う。

- 検討要件① 入居者本人、または他の入居者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。

- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しその結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密保持)

第13条

- 1 本事業所の従業員は、業務上知り得た入居者または、その家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業員であった者が、業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(介護記録の開示)

第14条 事業所は入居者及びその家族に対し、介護記録の開示を行う。

(苦情処理)

第15条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応について)

第16条

- 1 入居者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 2 前項に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第17条

- 1 認知症対応型共同生活介護等を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に挙げる措置を講じるものとする。
 - ① 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 3 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第18条 従業者は、入居者の心身の状態に異変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずるとともに管理者に連絡をする。管理者は、利用者家族に報告をしなければならない。

(非常災害対策)

第19条

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等、適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、年2回以上地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。
- 3 台風や集中豪雨等による浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての重要事項)

第20条

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
採用時研修 採用時、3ヶ月以内に行う
継続研修 年1回以上行う
- 2 事業所は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録、及び入居者に関する認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社カスタムメディカル研究所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。